

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称	大 阪 府 八 尾 警 察 署 協 議 会	
開催日時	令和4年 6月14日(火) 午前10時30分から 午前11時45分までの間	
開催場所	大阪府八尾警察署 柔道場	
出席者	委 員	高田会長 石川委員 友田委員 梶田委員 北村委員 新居委員 清水委員 西田委員 笠井委員 當内委員 伊藤委員 田中委員
	警 察	署長 副署長 総務課長 留置管理課長 会計課長 生活安全課長 地域課長 刑事課長 交通課長 警備課長 犯罪抑止戦略官(刑事課長代理) 総務係長
議 事 概 要	<p>1 会長挨拶</p> <p>本日は、八尾警察署協議会に御出席いただき、本当にありがとうございます。</p> <p>私が会長に就任して既に1年が経ち、任期は後1年しかありませんが、その中でできるだけ会長として、協議会の機能がフルに動くような形で進めて行きます。</p> <p>警察署協議会は、治安のための大切な会議であると思っています。</p> <p>ここで幹部の方から報告を受けて、活動や状況を知りながら、もっとこういう事ができないかという、意見を述べさせてもらいたい。</p> <p>我々も一緒になって安心安全なまちづくりしていかなければいけないと思っています。</p> <p>2 署長挨拶</p> <p>今回、協議会を2年ぶりに開催できたことを大変喜ばしく思います。</p> <p>本日の会議は八尾警察署関連の犯罪の発生状況、特殊詐欺の発生状況、交通事故の発生状況等をお話しさせていただいた後に、委員の皆様方から御提言を頂戴いたしまして、それらを八尾警察の運営に反映して行きたいと考えております。</p> <p>今後も八尾市の安全・安心のために署員全員と共に全力で取り組んで参りますので、引き続き警察活動に対する御協力をお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。</p>	

3 業務概要説明

- (1) 地域課長
管内の犯罪発生状況等について
- (2) 生活安全課長
特殊詐欺の発生状況と対策
- (3) 交通課長
交通事故の発生状況と対策

4 議事

- (1) コロナ禍における警察署の取組み等

【委員】

コロナ禍における警察署の取組みや対応及び、新型コロナウイルス感染症に関する取扱いや苦情等があれば教えていただきたい。

【警察】

まず、コロナ禍に起因する、当署員に対する苦情はありません。
業務への対応については、警察本部から警察署の方へ支援してもらい、対応した時期もありました。

現在はワクチン接種も進み、警察活動も通常に戻ってきており、感染防止に配慮しながら活動しています。

- (2) 電動スクーター等に関する免許・走行要件等

【委員】

電動スクーターや電動キックボードに関して、運転免許証は必要であるのか、また公道で走行することはできるのか。

【警察】

現在、定格出力の区分に応じて免許が必要です。
公道走行は車両区分に応じ、制動装置、灯火類、ミラー等の保安部品を備えている、市町村への届出、ナンバープレートを取り付けている等々の条件を満たした自動二輪車であれば走行は可能です。

【委員】

テレビ等でいずれ免許証がいらなくなるとあり、そうなれば今後あちこちで走行する状況になると思われるが、対策はとるのか。

【警察】

免許証は将来いらなくなるといわれ、政府の指針も出ております。
現在、梅田、難波、天王寺のエリアで実証実験が行われており、走行条件は時速15キロ以下となっています。

八尾管内については、今後、関係機関と協議をしながら対応をしていきます。

【委員】

免許制度は年齢による規制はあるんですか、又、スピードの制限はあるんですか。

【警察】

年齢制限は16歳以上になる予定と聞いています。

スピード制限は、歩道を走るのであれば15キロ以下というのが基準となるようですが、決定事項ではなく、今後法整備がされていくところではあります。

ひとつ間違わないで頂きたいのが、電動ではない従来のキックボードは基本的に遊具であるので、道路での使用は想定されていません。

取締りが出来るのかは別の話になりますが、道交法違反になるという場合もあります。

【委員】

道路での使用を想定していないというのは、一般の方の認識とずれているように思われる。

【警察】

立番やパトロール、その他の活動において、例えば子供がキックボードで公道を走っていれば、交通事故や他の通行者への迷惑防止の観点から、公園の中で使う物であることを保護者に説明する等、声かけをしているところです。

【委員】

自転車のアシストと100パーセント電動とがあるが、見分けがつきにくい。

スピードも相当早く、歩道も車道も走っている。

アシストの方は自転車という意識を持っているが、アシストではない電動自転車はどう扱いをされているのか。

【警察】

これらの違いは出力によります。

規定の出力以上になれば原付と認定され、その場合は歩道を走れば歩道通行違反となりますし、ナンバープレートをつけなければならず、ウインカーやブレーキランプも必要です。

ただ、アシスト自転車との区別が見た目で分かるのか、と言われると若干難しい部分があります。

取締りをする上で、原付と認定すれば、原付車両としての取締りができます。

このとき、もし免許がなければ無免許運転になるので、取締りを強化しなければならないと考えてます。

電動スクーターは、海外からも入ってきており、警察で把握しきれていないのが正直なところで、一つ一つ対応していかなければならないと考えています。

(3) 防犯カメラの活用状況

【委員】

防犯カメラについて、どのように活用しているのか教えて欲しい。

【警察】

犯罪が発生した場合、犯人がどこから来てどこへ行くのかを、複数台のカメラでリレー式で追っていき、途中犯人のとした行動から、容疑者を浮上させることもできます。

犯人像も、その画像を見れば一目瞭然に分かります。

画像から入手した情報を基に捜査を進めていき、犯人性に間違いがなければ犯人を逮捕することもあります。

当署では、防犯カメラの捜査をきっかけに、職務質問や犯人が使用した車の割り出しにより犯人を検挙した事例が数件あります。

当然プライバシーにも充分配慮しており、警察としましてもルールを定め、犯罪捜査、行方不明の捜索といった警察活動に限定して活用しており、画像の漏洩にも細心の注意を払っています。

【委員】

市民の協力と市の予算で防犯カメラを増やしたが、何台あったのが何台増え、それが他の市に比べて多いのか少ないのか。

それによって犯罪がどのくらい減ったのか、こういった犯罪が減ったとか、分かる範疇で御教示いただきたい。

【警察】

元々防犯カメラの設置は市だけでなく、町会等でもあり、650台程が市内にありました。

昨年、ふるさと納税を活用して合計1,000台に増設するとともに、町会等が管理していた防犯カメラを全て市に移管しました。

以後は市の予算で、年に5～6台増設しています。

当署管内の犯罪検挙件数は、今年の6月末で212件と前年同期比プラス23件であり、防犯カメラの増設は、確実に犯罪捜査に寄与していると思われます。

交通のひき逃げ事件の検挙率にあっても、カメラ増設前は60パーセントから70パーセントであったのが、昨年末でいえば70パーセント強から80パーセントを若干切るくらいになっています。

【委員】

今年の3月から4月頃、シャッターを蹴られるという案件が1か月に2回あった。

防犯カメラには、確実にこの人物達が蹴ってシャッターを壊しているという部分が全部見えている。

これをコピーを取るなりして、貼ることによって、抑止力を更に高めていかなければと、凄く感じている。

落書きがシャッターに書かれたりすることも多いので、それに対して映っている部分を掲示すること、例えば顔を塗りつぶしたら掲示してもいいのであれば、更に抑止力は高まると思うので、その辺を御指導いただきたい。

議事概要

【警察】

その画像を掲示するという事は、あまり好ましくない場合が考えられます。

【委員】

映っていることが犯人に分かるようにすることが、次の防止に繋がると思うので、どの辺りまでならできるというのを、具体的にまた教えていただけたらと思います。

【委員】

地域の中で防犯カメラを設置する時に、防犯カメラで撮影中という看板を、もの凄く増やしましたが、あなたが映されてますよという言葉だけで、犯罪抑止にももの凄く効果がありました。

(4) 今後の警察署協議会の在り方について

【委員】

今回はコロナ禍での会議で、なるべく時間を短縮しようとの方針でしたが、全くそのとおりで結構かと思います。

ただ、折角の協議会、そう数があるわけではなく、年3回なので意義のあるものにしたいと思います。

形式的に走りがちになるので、今後相談しながら進めたいと思います。